

令和2年度労働者派遣法に基づく マージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支う賃金の差額の割合(マージン率)の情報公開が派遣元事業主に義務付けられました。(法第23条第5号)以下に、当センターにおける情報提供項目を公開いたします。

○実施事業所名・事務所所在地

公益社団法人長野県シルバー人材センター連合会 諏訪市事務所

〒692-0021 長野県諏訪市上川1丁目1516番5号

派遣労働者の数	21人
派遣先の数	10社
マージン率	21.6%
派遣料金の1人あたりの平均額	9,760円(1日あたり8時間換算)
派遣労働者の賃金の平均額	7,648円(1日あたり8時間換算)
教育訓練に関する事項	入職時講習、マナー講習等
その他事項	労災保険加入 ※社会保険・雇用保険加入なし